に

第二条第五号の十三のオフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	第九十四号第三改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○			○	○	○		○	○	○		○		○		○		○	○
第二条第五号の十四のオフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置																																																					

第二条第五号の五の燃料タンク	第三十四号第三改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○	○		○			○	○		○		○		○		○	○
第二条第五号の六の燃料タンク及び燃料タンク取付装置																																																					
第二条第五号の七の燃料タンク取付装置	第百三十四号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の八の衝突時の車両火災防止装置	第三十四号第三改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○	○		○			○	○		○		○		○		○	○
第二条第五号の九の電波障害防止装置	第十号第五改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○			○	○		○		○	○	○		○	○
第二条第五号の十の原動機用蓄電池	第百号第二改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○		○		○	○	○	○	○	○
	第百三十六号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の十一の感電防止装置	第百号第二改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○		○		○	○	○	○	○	○
	第百三十六号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の十二のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	第百三十七号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の十三のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置																																																					
第二条第五号の十四のオフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	第九十四号第三改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○			○	○	○		○	○	○		○		○		○		○	○
第二条第五号の十五のオフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置																																																					

改める。

附　則

この告示は、平成二十八年六月三十日から施行する。